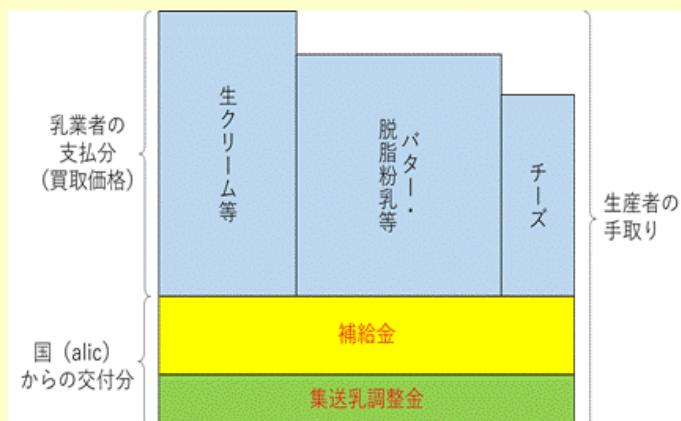


○加工原料乳生産者補給金制度

また、指定を受けた事業者へ集送乳調整金を交付することにより、生乳の需給の安定や酪農経営の安定を図ります。

また、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者は「指定事業者」として指定され、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金が交付されます。



乳業の生産者への集送乳調整金の交付の仕組み

農林水産大臣、知事、(独) 農畜産業振興機構、乳業、第1号対象事業者（農協、農協連、株式会社等）、生産者、第2号対象事業者（乳業に直接販売する生産者）、第3号対象事業者（自ら乳製品を製造・販売する生産者）

①年間販売計画の提出
②交付対象数量の算出、通知
③生乳処理量等の報告
③実績等を報告
④加工原料乳の数量を認定
④加工原料乳認定数量を通知
⑤生産者補給交付金
⑤生産者補給金
⑤生乳の委託又は売渡し
⑤生産者補給金
⑥実績等を報告

交付要綱に基づく各種申請手続き

※④の加工原料乳の数量認定については、その活動範囲が1県内である場合は知事、複数の県にまたがる場合は大臣が行う。
※集送乳調整金は、指定事業者に対して、認定された加工原料乳数量に基づき、⑤生産者補給金の交付にあわせて交付される。

35

○畜産業振興事業(酪農・乳業)

■事業の概要

酪農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、酪農・乳業などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、酪農・乳業関係者に対する緊急的な支援を畜産振興事業を通じて実施しています。

【酪農対策】

- 加工原料乳の価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和のための支援

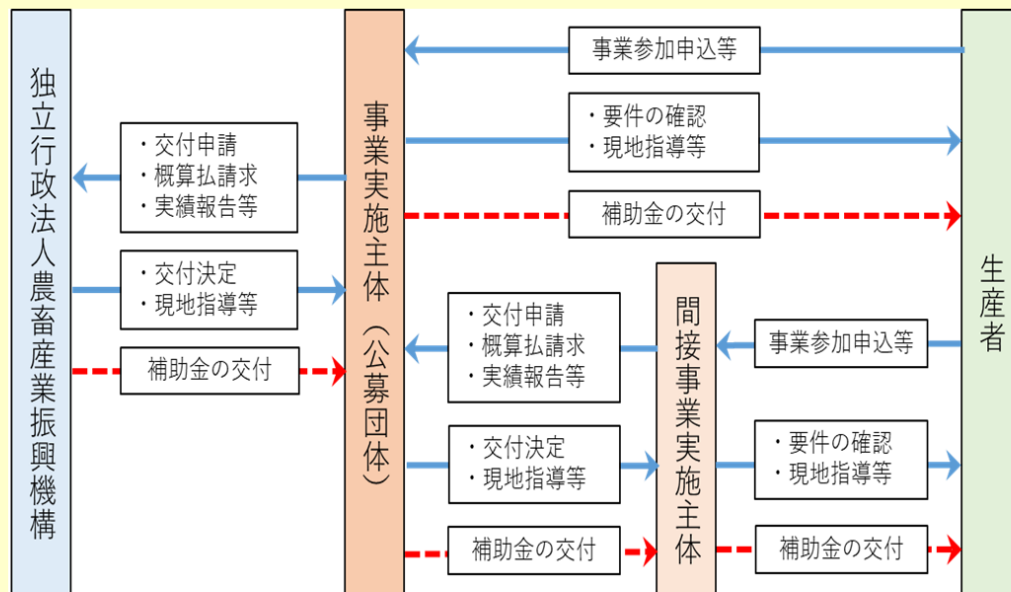
【補完対策】

- 酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの作業を代行する酪農ヘルパーの利用による経営安定化などの取組みの支援 等

【緊急対策】

- 生乳需給及び酪農経営の安定に向け、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組や、国産脱脂粉乳を活用した新商品の開発等の取組の支援
- 令和6年能登半島地震では、被災した酪農家等に対し、損傷した施設・機械の補改修などの取組の支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和5年度交付実績：23,662百万円】

(3) 野菜関係

○指定野菜価格安定対策事業

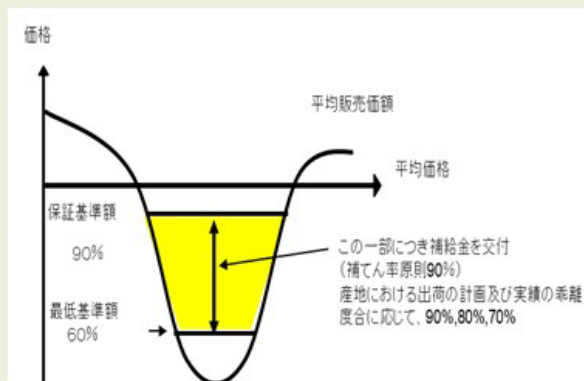
■事業の目的

指定産地内の指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

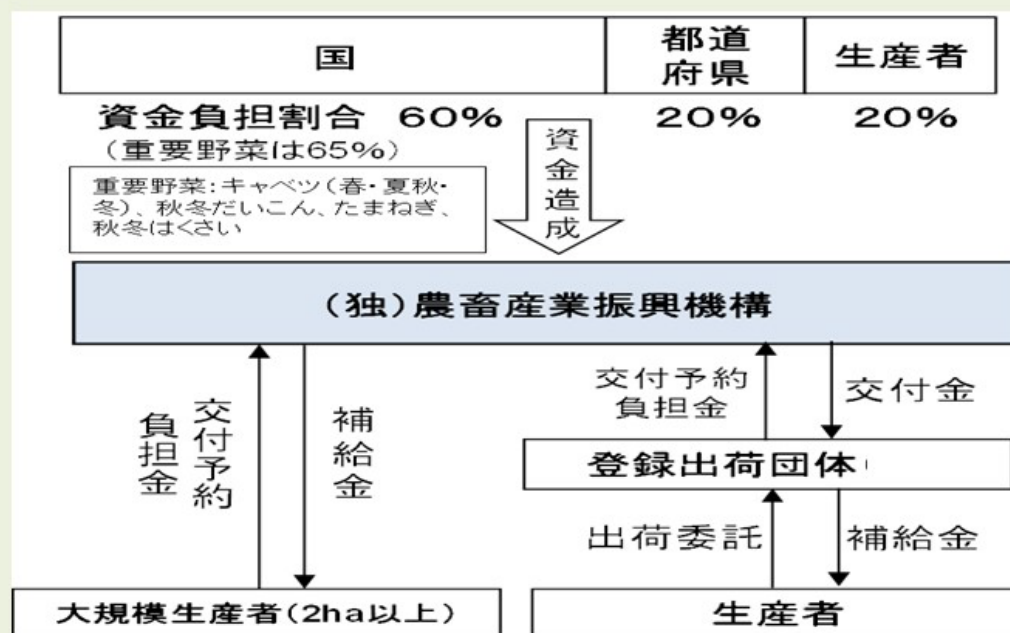
■事業の仕組み

国、都道府県、生産者がそれぞれ6:2:2の割合で(独)農畜産業振興機構に資金を造成し、野菜の販売価格が平均価格の90%を下回ると造成資金から補給金を交付することにより農家経営を直接支援しています。

平成23年度制度改正により、都道府県及び生産者は品目ごとの負担率(100%、70%、50%)を設定し、負担を軽減を図っています。
令和2年8月申込から過去の交付金交付状況等を考慮し、負担率(100%、90%、80%、70%、60%、50%)を設定し、負担軽減を図っています。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：6,727百万円】

○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

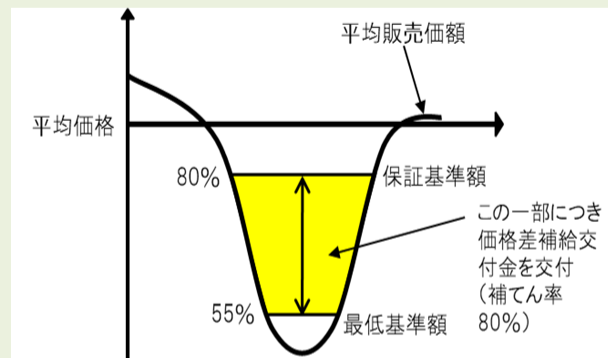
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

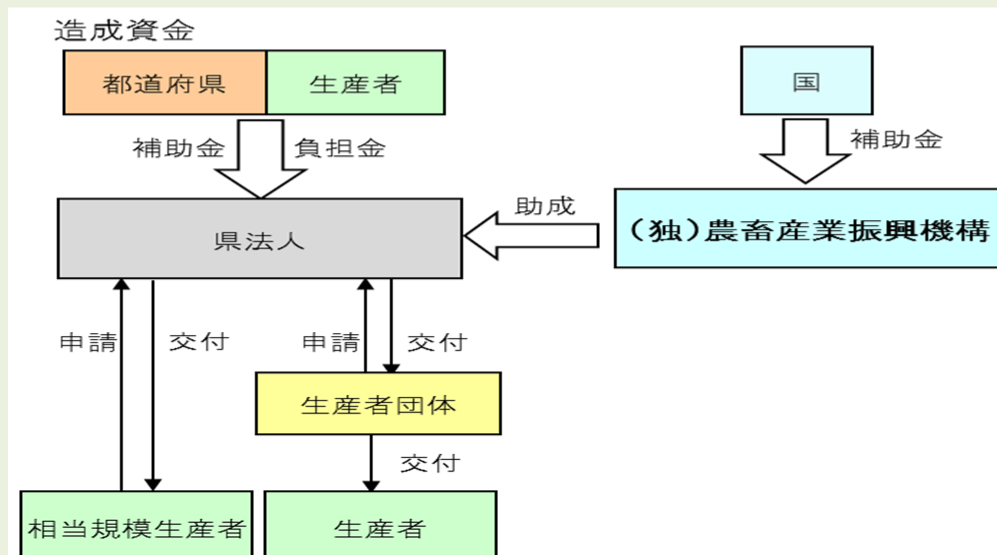
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：409百万円】

○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

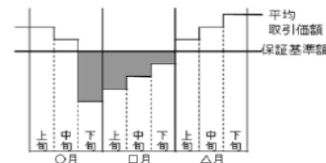
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりALICに資金を造成し、価格低落等の際に補てんすることで、農家経営を直接支援しています。

○「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てん。



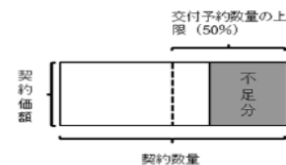
○「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てん。

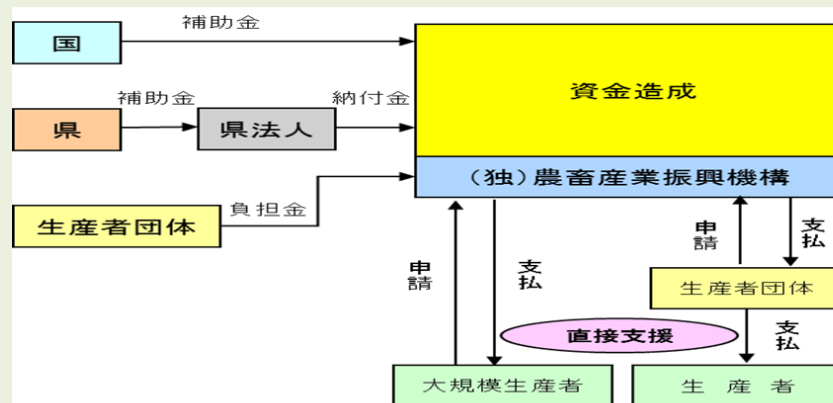


○「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てん。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：131百万円】

○需給調整・価格安定対策

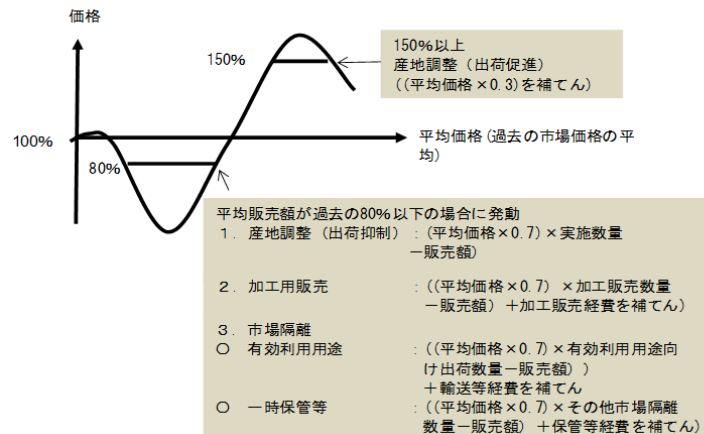
■制度の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

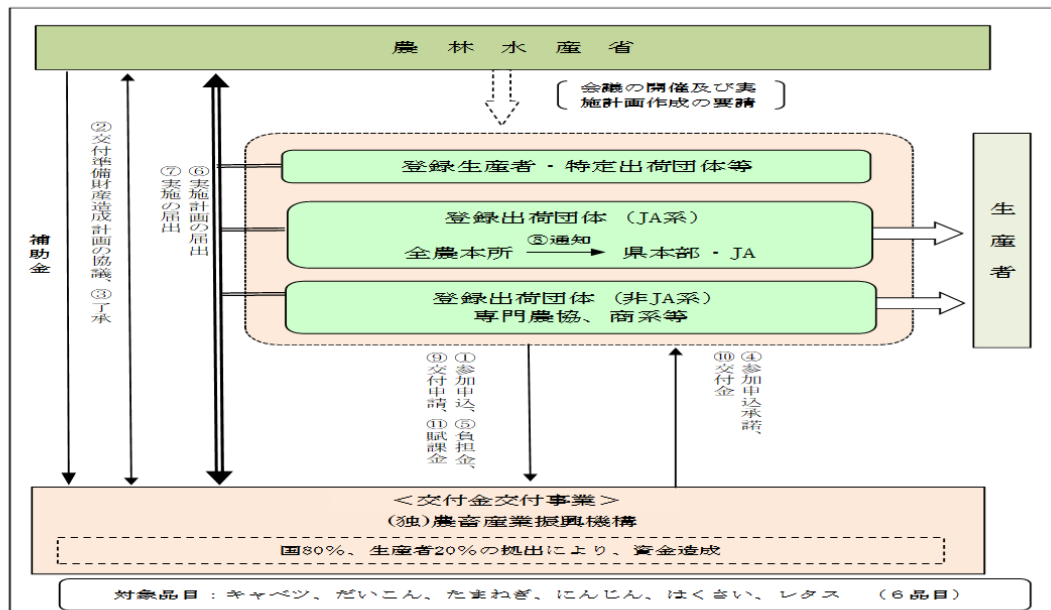
■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/5を拠出した資金を用いて、産地調整(出荷抑制)、加工用販売、市場隔離(有効利用用途、一時保管等)を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、産地調整(出荷促進)を実施しています。

<発動基準と補てん額>



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：778百万円】

(4) 特産関係（砂糖・でん粉）

○砂糖価格調整制度

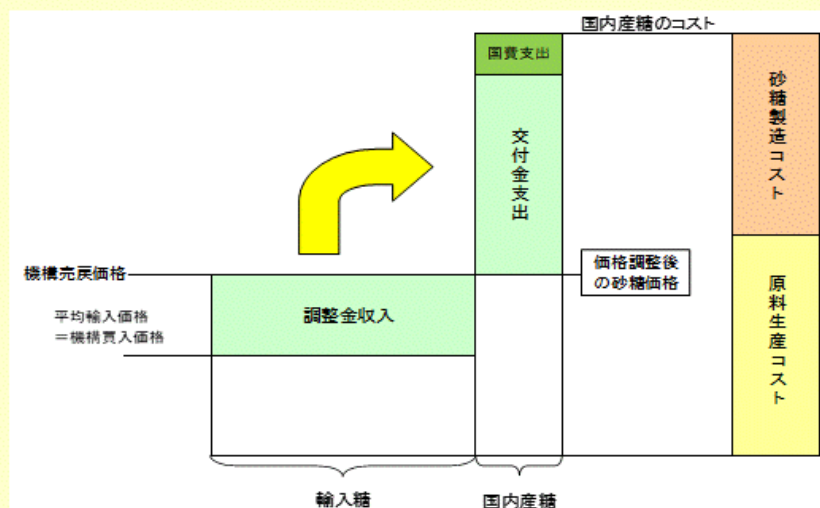
■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しゅ糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

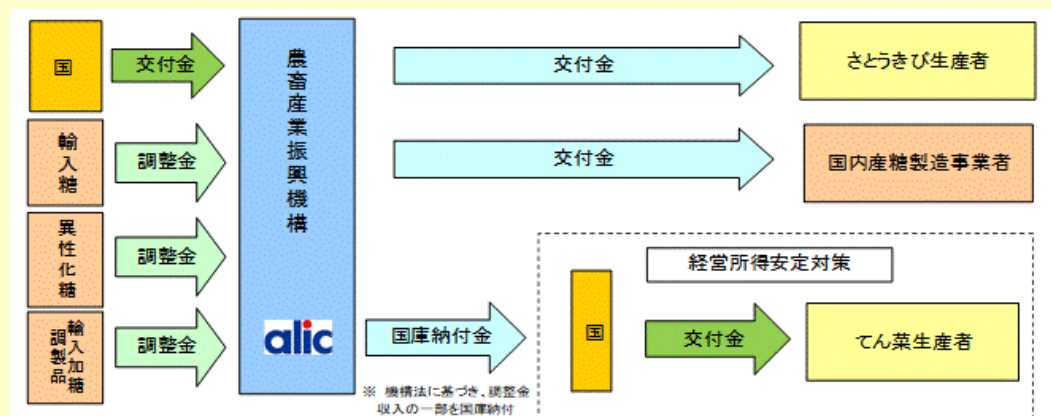
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：47,992百万円】

○でん粉価格調整制度

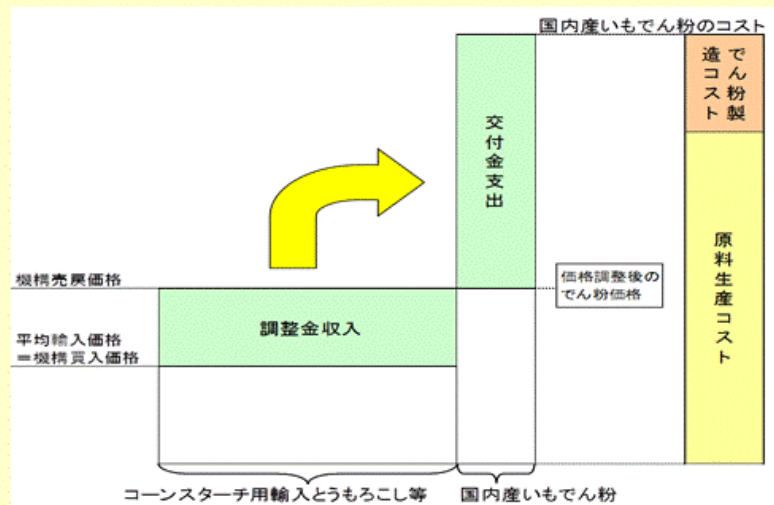
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

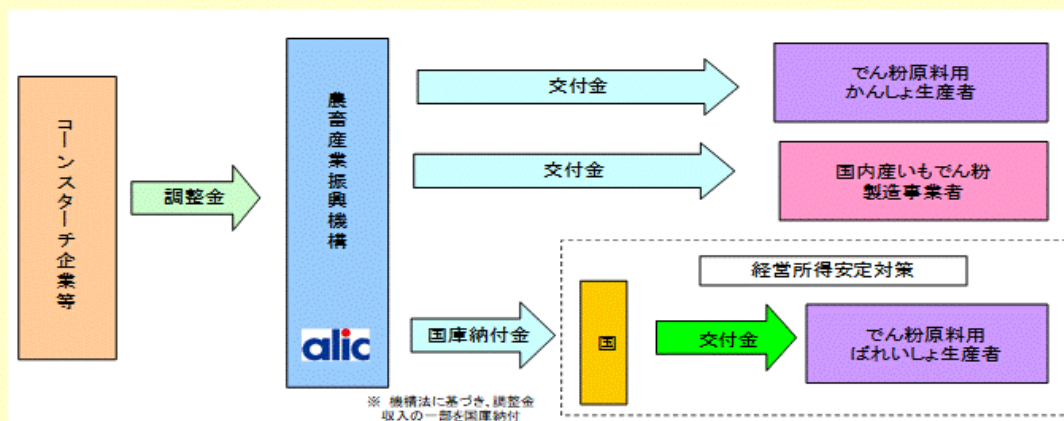
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



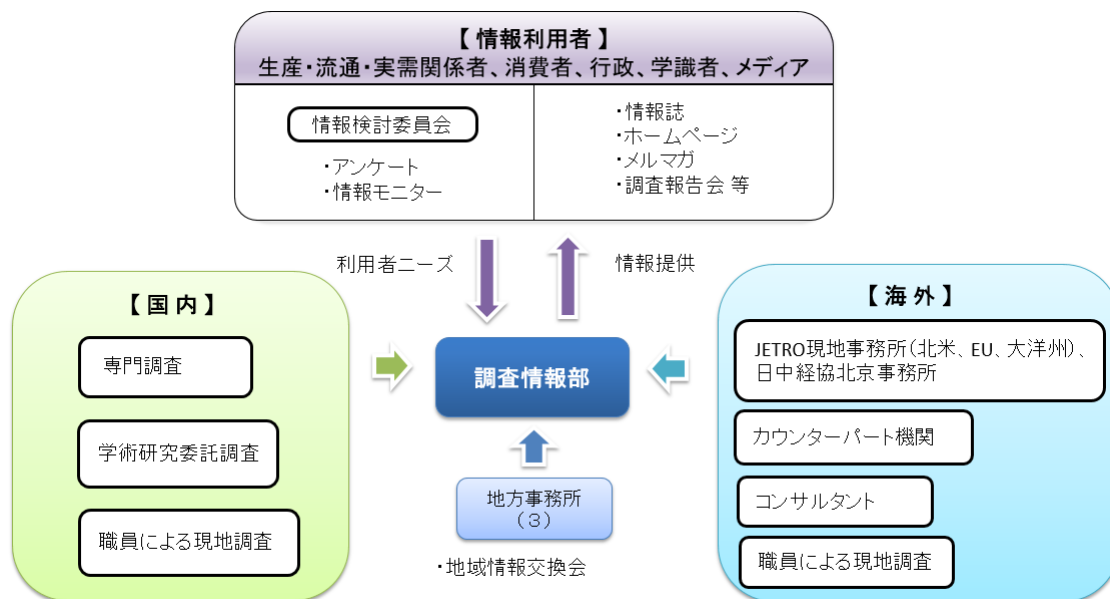
【令和5年度交付実績：8,695百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和5年度交付実績：332百万円】